

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項
【提出先】 近畿財務局長
【提出日】 平成19年4月20日
【事業年度】 第88期（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）
【会社名】 株式会社 京都ホテル
【英訳名】 THE KYOTO HOTEL, LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 島津 忠之
【本店の所在の場所】 京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4
【電話番号】 京都075（211）5111（大代表）
【事務連絡者氏名】 経理部長 柳瀬 光義
【最寄りの連絡場所】 京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4
【電話番号】 京都075（211）5111（大代表）
【事務連絡者氏名】 経理部長 柳瀬 光義
【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書】

平成19年3月30日に提出いたしました第88期（自平成18年1月1日至平成18年12月31日）の有価証券報告書に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

第1部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) 施策の実施状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第1部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) 施策の実施状況

(訂正前)

当社では、社外役員（社外取締役3名及び社外監査役2名）を交えた取締役会において経営上の重要事項が付議され、また、業績の進捗状況も協議されて対策を検討しており、経営意思決定の迅速化を図るべく取締役の人数を7名と少なくしております。また、常勤の取締役会メンバーと主要部門長で構成する業績検討会は毎月2回開催することにより、迅速な意志決定と対応が取れる経営体制となっております。監査役会は常勤の監査役1名と2名の非常勤監査役で構成されておりますが、非常勤のうち1名は社外監査役として弁護士を選任し、適法性を高めております。さらに、内部管理面については、平成18年4月に社長直轄の監査室を新設し、年間計画を設定し業務監査を実施しており、内部統制の実効性を高めております。

弁護士・監査法人につきましては、顧問弁護士は弁護士事務所と顧問契約を締結しており、会計監査につきましては、みずず監査法人と監査契約を結び、財務書類の監査証明を受けております。

(訂正後)

当社では、社外役員（社外取締役3名及び社外監査役2名）を交えた取締役会において経営上の重要事項が付議され、また、業績の進捗状況も協議されて対策を検討しており、経営意思決定の迅速化を図るべく取締役の人数を7名と少なくしております。また、常勤の取締役会メンバーと主要部門長で構成する業績検討会は毎月2回開催することにより、迅速な意志決定と対応が取れる経営体制となっております。監査役会は常勤の監査役1名と2名の非常勤監査役で構成されておりますが、非常勤のうち1名は社外監査役として弁護士を選任し、適法性を高めております。さらに、内部管理面については、平成18年4月に社長直轄の監査室を2名体制にて新設し、年間計画を設定し業務監査を実施しており、内部統制の実効性を高めております。

弁護士・監査法人につきましては、顧問弁護士は弁護士事務所と顧問契約を締結しており、会計監査につきましては、みずず監査法人と監査契約を結び、財務書類の監査証明を受けております。